

にっこり安心プラン

「第9次宇都宮市高齢者保健福祉計画・第8期宇都宮市介護保険事業計画 (地域包括ケア計画)」について

1 策定の目的

高齢者が住み慣れた地域で、健康で生きがいを持ち、安心して自立した生活を送ることができる、笑顔あふれる長寿社会の実現を目指し、団塊の世代が75歳以上となる2025（令和7）年や団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040（令和22）年における、本市の高齢化の状況や介護等のニーズを見据え、本市の実情に応じた高齢者の自立支援・重度化防止や認知症対策、介護サービスの基盤整備などの施策・事業を更に推進するため、令和2年度で計画期間が終了する現行計画を改定し、新たに計画を策定するもの

2 計画の位置付け

(1) 計画の位置付け

- 「第6次宇都宮市総合計画」の分野別計画（健康・福祉分野）に掲げる基本施策を実現するための基本計画
- 老人福祉法に基づく市町村老人福祉計画 ※ 介護保険事業計画と一体的に策定
- 介護保険法に基づく市町村介護保険事業計画 ※ 3年ごとに策定

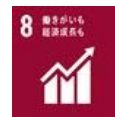
(2) 関連する計画との連携

- 栃木県高齢者支援計画及び栃木県保健医療計画との連携を図る。
- 関連計画における高齢者に関する施策・事業との連携を図る。

(3) SDGs 目標達成への貢献

本計画を着実に推進することにより、以下のSDGsの目標達成に貢献し、持続可能なまちを目指す。

- 目標3 すべての人に健康と福祉を
- 目標8 働きがいも経済成長も
- 目標17 パートナリシップで目標を達成しよう



3 計画期間

令和3年度から令和5年度までの3年間

4 策定経過

令和2年 8月～令和3年 2月 社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会の開催（4回開催）
 令和2年12月～令和3年 1月 パブリックコメントの実施
 令和3年 2月24日 社会福祉審議会から提言書の提出

5 計画の内容・特徴

(1) 内容

にっこり安心プラン「第9次宇都宮市高齢者保健福祉計画・第8期宇都宮市介護保険事業計画（地域包括ケア計画）」【概要版】・・・**別紙**

(2) 特徴

ア 「地域包括ケアシステム」の深化・推進に向けた計画

「ネットワーク型コンパクトシティ（NCC）」の形成による外出しやすい環境などの都市構造の強みを活かしながら、高齢者を対象に重層的な支援を行う本市独自の「地域包括ケアシステム」を示すとともに、すべての市民が自分らしく幸せに暮らすことのできる「地域共生社会」の実現に向け、その中核的な基盤となる当該システムの今後の方向性について明示した。

イ 将来の介護ニーズを見据えたサービス基盤整備

「人生100年時代」に向け、団塊の世代が75歳以上となる2025年や、団塊ジュニア世代が65歳以上となり、団塊の世代が90歳以上となる2040年を見据え、人口構造や高齢者ニーズなどの中長期的な視点から、将来に渡って持続可能なサービス基盤を整備するため、特別養護老人ホームや介護医療院などの施設整備を推進するとともに、災害・感染症への備えや、ICTの活用等による介護人材の確保、自立支援・重度化防止などの充実を図る内容とした。

ウ 「地域別データ分析」を活用した事業実施

保健福祉のほか、交通や都市整備などの分野横断的なデータを基に、地区連合自治会圏域ごとの健康課題などを明らかにした「地域別データ分析」の結果を周知するとともに、データを活用し、介護予防や地域支え合い活動の促進などの事業の充実を図る内容とした。

(3) 指標

- ・ ほぼ毎日外出している高齢者の割合：42.1%（令和元年度）⇒47.5%（令和5年度）
- ・ 身近な相談先として地域包括支援センターを知っている高齢者の割合：
62.6%（令和元年度）⇒68.4%（令和5年度）
- ・ 必要な介護サービスを利用しながら在宅生活を継続できている高齢者の割合（地域ケア率）：
13.8%（令和元年度）⇒16.2%（令和5年度）
- ・ 認知症の本人やその家族にとって暮らしやすいまちと感じている市民の割合：
11.1%（令和元年度）⇒14.3%（令和5年度）

(4) 主な施策・事業など

健康で生きがいのある豊かな生活の実現

- ・介護予防参加促進事業【拡充】
- ・「地域別データ分析」を活用した介護予防普及啓発事業【拡充】

地域で支え合う社会の実現

- ・「宇都宮市地域活動ガイドライン」などを活用した感染症対策に関する意識啓発の推進【新規】
- ・地域包括支援センターの運営及び機能強化【拡充】

介護サービスが創る笑顔あふれる社会の実現

- ・感染症発生時における県の「発生施設支援チーム」と連携した助言・指導【新規】
- ・AIを活用したケアプラン作成への支援【拡充】

いつまでも自分らしさを持ち、自立した生活の実現

- ・認知症パートナーの養成・支援【新規】
- ・高齢者向け住宅の普及促進【拡充】

第1章 計画の趣旨

1 計画策定の趣旨

高齢者が住み慣れた地域で、健康で生きがいをもち、安心して自立した生活を送ることができる、笑顔あふれる長寿社会の実現を目指し、団塊の世代が75歳以上となる2025（令和7）年や団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040（令和22）年における本市の高齢化の状況や介護等のニーズを見据え、本市の実情に応じた高齢者の自立支援・重度化防止や認知症対策、介護サービスの基盤整備などの施策・事業を更に推進するため、令和2年度で計画期間が終了する現行計画を改定し、新たに計画を策定する。

2 計画の位置付け

(1) 法的位置付け

- ・ 老人福祉法に基づく市町村老人福祉計画
- ・ 介護保険法に基づく市町村介護保険事業計画

(2) 宇都宮市の計画体系における位置付け

- ・ 「第6次宇都宮市総合計画」の分野別計画（健康・福祉分野）に掲げる基本施策を実現するための基本計画として位置付ける。
- ・ 栃木県高齢者支援計画及び栃木県保健医療計画との連携を図る。
- ・ 関連計画（宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり推進計画など）における高齢者に関する施策・事業との連携を図る。

(3) SDGs目標達成への貢献

- 目標3 すべての人に健康と福祉を
- 目標8 働きがいも経済成長も
- 目標17 パートナリーシップで目標を達成しよう



3 計画の期間

令和3年度から令和5年度までの3年間

4 計画の特徴

- ① 「地域包括ケアシステム」の深化・推進に向けた計画
- ② 将来の介護ニーズを見据えたサービス基盤整備
- ③ 「地域別データ分析」を活用した事業実施

第2章 高齢者を取り巻く環境の動向と課題

＜国の動向や宇都宮市の状況など＞

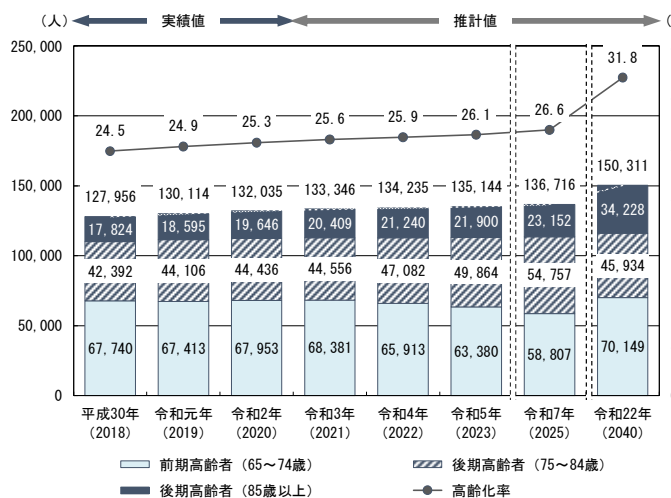
1 国の動向（介護保険法で定める基本指針）

- ① 2025・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備
- ② 地域共生社会の実現
- ③ 介護予防・健康づくり施策の充実・推進（地域支援事業等の効果的な実施）
- ④ 有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化

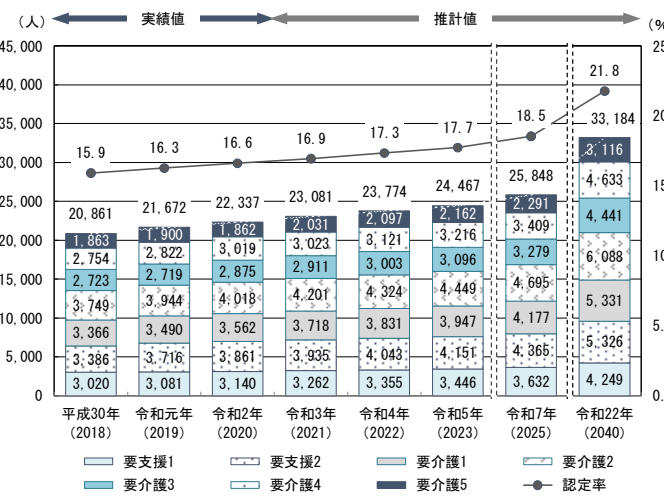
- ⑤ 認知症施策推進大綱を踏まえた認知症施策の推進
- ⑥ 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化
- ⑦ 災害や感染症対策に係る体制整備

2 宇都宮市の状況

- 人口構造等の変化
- 高齢者数と高齢化率



■ 要介護・要支援認定者数と認定率



⇒ 今後、総人口が減少する中、高齢者数は、引き続き、増加傾向が続く。また、2040年には、団塊ジュニア世代が高齢者となり、団塊世代が90歳を超える。

⇒ ひとり暮らし高齢者数や認知症高齢者数の増加などを背景に、要介護認定率は、2025年で18.5%、2040年には21.8%まで上昇する。

● 市民の意向等

- ・ 地域活動に参加していない理由（調査対象：65歳以上の市民）
⇒ 「きっかけがない」、「活動に興味・関心がない」、「どこでどのような活動をしているのか知らない」
- ・ 高齢社会において必要だと思う施策（調査対象：65歳以上の市民）
⇒ 「地域包括支援センターなど身近な相談窓口の充実」、「認知症の高齢者や介護家族などへの支援の充実」、「介護を支える人材の育成や支援の充実」
- ・ 在宅生活の継続に必要なと思う支援・サービス（調査対象：在宅の要介護・要支援認定者）
⇒ 「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」、「外出同行（通院、買い物等）」、「見守り、声かけ」
- ・ 人生の最期をどこで迎えたいか（調査対象：65歳以上の市民）
⇒ 「自宅」が50.1%（前回調査比+1.6ポイント）
- ・ 認知症の人が偏見を持ってみられる傾向があるかどうか（調査対象：65歳以上の市民）
⇒ 「あると思う」と「どちらかといえばあると思う」を合わせて52.5%（前回調査比-15.6ポイント）

3 前計画の評価と課題の整理

■ 施策・事業の達成状況



⇒ 全体として「概ね順調」

※ なお、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、高齢者への必要な対策を講じながら適切な施策・事業の展開を図っていく必要がある。

基本目標1 健康で生きがいのある豊かな生活の実現

・ 高齢者が地域の中で役割を持っていきいきと活躍し、いつまでも元気で過ごすことができるよう、個々の興味や関心に応じ、各種ポイント事業や老人クラブ、シルバー人材センターをはじめとする幅広い活動への参加促進や活動内容の充実を図る必要がある。

基本目標2 地域で支え合う社会の実現

・ 高齢者も含む地域住民が地域の困りごとを「我が事」と捉え、地域の様々な支え合い活動の「担い手」として積極的に参加できるように、地域包括支援センターの機能の充実・強化を図りながら、地域が主体となった更なる地域ケア力の向上を図る必要がある。

基本目標3 介護サービスが創る笑顔あふれる社会の実現

・ 高齢者が地域の中で自主的に介護予防活動に取り組めるよう、はつらつ教室や介護予防自主グループなどの通いの場への支援の充実を図るとともに、介護が必要になった場合にも安心して在宅生活を送れるよう、適正なサービスの確保や、自立支援・重度化防止の取組の強化、医療・介護連携の更なる推進を図る必要がある。

基本目標4 いつまでも自分らしさを持ち、自立した生活の実現

・ 認知症の人やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、認知症の人に対する正しい知識の普及に一層取り組むとともに、認知症サポーターを具体的な支援活動につなぐための仕組みづくりに取り組む必要がある。

4 国の動向や宇都宮市の状況などから導出された新たな課題

- ① 高齢者の関心や状態に応じて取り組む幅広い介護予防活動等の推進
 - ・ 地域の多様な社会資源を活用し、高齢者の主体的な健康づくり・介護予防を推進することや、個々の興味や関心に応じて取り組む社会参加を通じて生きがいづくりに取り組むことが重要
 - ⇒ 高齢者等地域活動支援ポイント事業の実施や老人クラブ活動の活性化、介護予防に取り組む自主活動グループへの支援などの充実、参加を促す仕組みづくりの検討
 - ・ 生活習慣病の重症化を含めた予防の取組との連携も重要
 - ⇒ 通いの場等を活用した生活習慣病予防や要介護状態の発生予防の推進
- ② 地域での支え合い体制の充実に向けた生活支援体制の強化
 - ・ 様々な社会的資源が有機的に連携した「地域での支え合い体制」を強化することが重要
 - ⇒ 地域包括ケアシステムにおける高齢者の相談窓口や、今後、地域共生社会を築いていく上での中核的な役割を担う機関としての、地域包括支援センターの機能強化
- ③ 2025・2040年を見据えた介護サービス基盤の整備
 - ・ 人口構造の変化、ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者の増加などを背景に、要介護認定率は令和7（2025）年で18.5%、令和22（2040）年には21.8%まで上昇することが見込まれるため、本市の介護サービスの継続的・安定的な提供が必要
 - ⇒ 介護保険施設等の適正な整備や介護従事者の安定的な確保、自立支援・重度化防止の取組の強化、医療・介護連携の推進、本人・関係者間の共通理解を深める取組の推進
 - ・ 近年では、相次ぐ自然災害の発生や新型コロナウイルス感染症の流行による市民生活への影響
 - ⇒ リスクの高い高齢者の安全確保に向けた災害や感染症への備え
- ④ 認知症対策分野における「共生」と「予防」の重点化
 - ・ 本市における認知症の人の数は今後も増加、国における認知症施策推進大綱に基づく認知症施策の更なる推進
 - ⇒ 普及啓発等のこれまでの取組の強化、認知症サポーター等が活躍できる仕組みづくり、認知症の早期診断・早期対応、認知症予防に資する可能性のある活動の推進など
- ⑤ 地域共生社会の実現を見据えた地域包括ケアシステムの更なる深化・推進
 - ・ 個人や世帯が抱える様々な課題に対し、行政が地域や多機関と協働して包括的に支援する体制の整備
 - ⇒ 地域共生社会の実現を見据え、包括的な支援体制の構築にあたっての基盤となる「地域包括ケアシステム」の更なる深化・推進

第3章 計画の基本理念と基本目標

1 基本理念

住み慣れた地域で、健康で生きがいを持ち、安心して自立した生活を送ることができる、笑顔あふれる長寿社会の実現

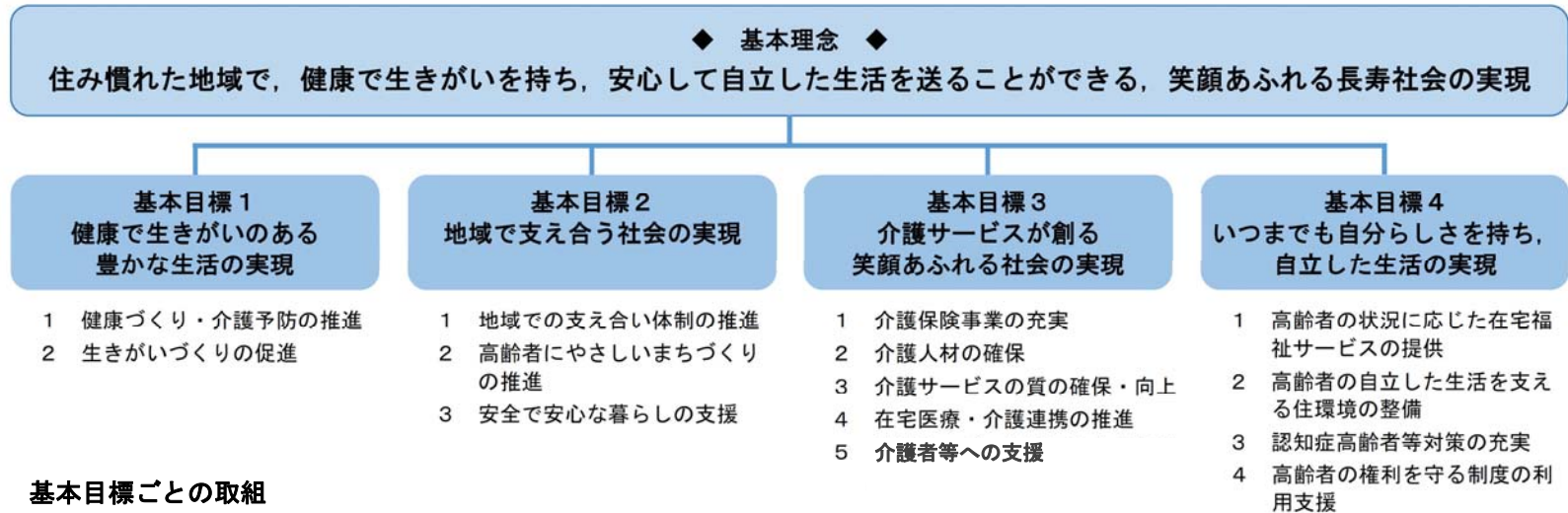
2 基本目標

基本目標1 健康で生きがいのある豊かな生活の実現
 基本目標2 地域で支え合う社会の実現

基本目標3 介護サービスが創る笑顔あふれる社会の実現
 基本目標4 いつまでも自分らしさを持ち、自立した生活の実現

第4章 施策・事業の展開

1 施策の体系



2 基本目標ごとの取組

基本目標1 健康で生きがいのある豊かな生活の実現

施策の方向性1：健康づくり・介護予防の推進

- 主体的な健康づくりの推進
- 高齢期の健康を支えるための情報提供の推進
- 効果的・効率的な介護予防の推進

施策の方向性2：生きがいづくりの促進

- 社会参加活動の促進
- 豊かな高齢期を支える学習機会の提供
- 多様な活躍の場の提供

【主な取組】

- ◆ 介護予防参加促進事業【拡充】
- ◆ 地域別データ分析を活用した介護予防普及啓発事業【拡充】

基本目標3 介護サービスが創る笑顔あふれる社会の実現

施策の方向性1：介護保険事業の充実

- 介護保険サービスの安定的な提供
- 介護保険給付費等の見込みと介護保険料の設定
- 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

施策の方向性2：介護人材の確保

- 介護現場への参入促進
- 介護職の離職防止に向けた職場環境の向上

施策の方向性3：介護サービスの質の確保・向上

- 介護給付の適正化や介護人材の育成支援
- 介護サービス事業所における災害や感染症への備え

施策の方向性4：在宅医療・介護連携の推進

- 連携体制の強化
- 専門職の育成・確保
- 市民理解の促進

施策の方向性5：介護者等への支援

- 高齢者や家族等に対する情報提供
- 介護者に対する支援

【主な取組】

- ◆ 感染症発生時における県の「発生施設支援チーム」と連携した助言・指導【新規】
- ◆ AIを活用したケアプラン作成への支援【拡充】

基本目標2 地域で支え合う社会の実現

施策の方向性1：地域での支え合い体制の推進

- 地域包括支援センターの機能強化
- 地域ケア力の向上
- 生活支援体制の推進
- 多様な担い手の育成・支援

施策の方向性2：高齢者にやさしいまちづくりの推進

- 福祉のこころの醸成と交流活動の促進
- 高齢者の快適な生活基盤の計画的な整備

施策の方向性3：安全で安心な暮らしの支援

- 地域での相談・見守り体制の充実
- 安全で安心な暮らしを支える情報提供

【主な取組】

- ◆ 「宇都宮市地域活動ガイドライン」などを活用した感染症対策に関する意識啓発の推進【新規】
- ◆ 地域包括支援センターの運営及び機能強化【拡充】

基本目標4 いつまでも自分らしさを持ち、自立した生活の実現

施策の方向性1：高齢者の状況に応じた在宅福祉サービスの提供

- 在宅福祉サービスの提供

施策の方向性2：高齢者の自立した生活を支える住環境の整備

- 高齢者の住環境の向上に向けた支援
- 高齢者の希望や状況に応じた住宅の確保

施策の方向性3：認知症高齢者等対策の充実

- 周知啓発や地域づくりの推進
- 早期発見や相談支援の推進
- 介護予防の推進
- 認知症ケア体制の構築

施策の方向性4：高齢者の権利を守る制度の利用支援

- 高齢者虐待を防ぐための周知啓発や関係機関との情報共有
- 成年後見制度などの周知・利用促進

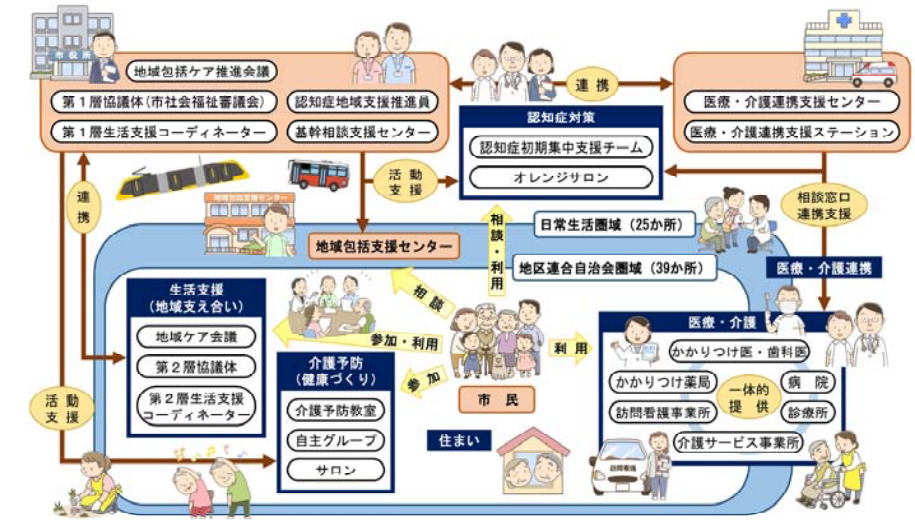
【主な取組】

- ◆ 認知症パートナーの養成・支援【新規】
- ◆ 高齢者向け住宅の普及促進【拡充】

第5章 地域共生社会を見据えた地域包括ケアシステムの更なる深化・推進

1 宇都宮市の地域包括ケアシステムの姿

日常生活に密着した都市機能の誘導・集積や、公共交通ネットワークの充実などを図る「ネットワーク型コンパクトシティ（NCC）」の形成による外出しやすい環境などの都市構造の強みを活かしながら、高齢者を対象に重層的な支援を行う本市独自の「地域包括ケアシステム」の深化・推進

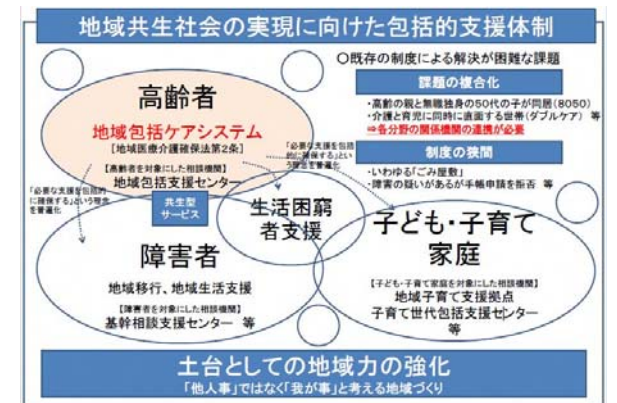


2 地域共生社会と地域包括ケアシステム（今後の方向性）

地域包括ケアシステムが「地域共生社会」の実現に向けた中核的な基盤となり得ることを踏まえ、高齢者はもとより、障がい者や子どもなどの分野を超えた連携強化に向けた検討を進めるなど、地域包括ケアシステムの更なる深化・推進

【主な取組】

- 高齢者をはじめ、障がい者や子どもなどの分野を超えた相談を受け止める「(仮称) 共生型地域包括支援センター」の設置に向けた地域包括支援センターの機能強化や、包括的な相談支援体制の構築に向けた医療・介護の連携体制の更なる充実、各相談支援機関との連携強化の仕組みづくり、ICTなどを活用した多機関における情報共有の検討
- 高齢者の生活支援の充実に向けた各地域における見守りや、支え合い、居場所づくりなどの活動のより一層の活性化に向けた支援や、高齢者をはじめとする障がい者や子どもなどの分野を超えた連携や多分野の参画などに向けた地域の活動の支援



3 市民理解の促進

市民の主体的な行動に向けた理解促進、新しい生活様式を踏まえた市民啓発

第6章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

- (1) 計画の周知
- (2) 地域・関係団体との連携
- (3) 事業者への支援

2 計画の進行管理

- (1) 進行管理の方法
- (2) 成果目標

【成果目標】

指標	目標値
ほぼ毎日外出している高齢者の割合	47.5%
身近な相談先として地域包括支援センターを知っている高齢者の割合	68.4%
必要な介護サービスを利用しながら在宅生活を継続できている高齢者の割合（地域ケア率）	16.2%
認知症の本人やその家族にとって暮らしやすいまちと感じている市民の割合	14.3%